富田林市立じないまち展望広場条例施行規則

富田林市立じないまち展望広場条例施行規則(平成22年富田林市教育委員会規則第5号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、富田林市立じないまち展望広場条例(平成22年富田林市条例第12号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(供用時間)

- 第2条 富田林市立じないまち展望広場(以下「広場」という。)の供用時間は、 午前10時から午後5時までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、富田林市教育委員会(以下「委員会」という。) 又は条例第3条の規定により指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。) が必要と認めるとき(指定管理者にあっては、委員会の承認を受けた場合に 限る。)は、前項の供用時間を変更することができる。

(休場日)

- 第3条 広場の休場日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、委員会又は指定管理者が必要と認めるとき(指 定管理者にあっては、委員会の承認を受けた場合に限る。)は、臨時に休場し、 又は開場することができる。

(使用許可の申請)

- 第4条 条例第7条第1項に規定する施設使用の許可を受けようとする者は、 富田林市立じないまち展望広場使用許可申請書(様式第1号)を指定管理者 に提出しなければならない。
- 2 前項の申請は、使用しようとする日(以下「使用日」という。)の前3月に当たる日の属する月の初日から受付を開始する。

(使用の許可)

- 第5条 指定管理者は、前条の申請を受理したときは、これを審査し、使用を 許可する場合は、富田林市立じないまち展望広場使用許可書(様式第2号) を申請者に交付するものとする。
- 2 前項の使用許可書の交付を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用する際に、その使用許可書を指定管理者に提示しなければならない。

(使用許可の変更等)

第6条 使用者は、使用許可の変更又は取消しをしようとするときは、富田林

市立じないまち展望広場使用変更・取消許可申請書(様式第3号)に前条第 1項の富田林市立じないまち展望広場使用許可書(様式第2号)を添えて指 定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請を受理したときは、これを審査し、使用の変更 又は取消しを許可する場合は、富田林市立じないまち展望広場使用変更・取 消許可書(様式第4号)を申請者に交付するものとする。

(備品の貸出し)

- 第7条 広場の備品を広場以外で使用しようとする者は、富田林市立じないまち展望広場備品貸出許可申請書(様式第5号)を指定管理者に提出しなければならない。
- 2 指定管理者は、前項の申請を受理したときは、これを審査し、備品貸出し を許可する場合は、富田林市立じないまち展望広場備品貸出許可書(様式第 6号)を申請者に交付するものとする。

(使用者等の遵守事項)

- 第8条 入場者及び使用者(以下「使用者等」という。)は、次に掲げる事項を 遵守しなければならない。
 - (1) 建物、設備等を損傷し、又は汚損しないこと。
 - (2) 所定の場所以外で火気の使用又は飲食をしないこと。
 - (3) 喫煙をしないこと。
 - (4) 指定管理者の許可なくはり紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
 - (5) 指定管理者の許可なく物品の販売又は広告類の掲示若しくは配布をしないこと。
 - (6) 所定の場所以外に出入りしないこと。
 - (7) 暴力行為等他人に迷惑となるような行為をしないこと。
 - (8) 使用場所の整理整頓及び清掃をすること。
 - (9) 使用終了後は、直ちに指定管理者に届け出て点検を受けること。
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示に従うこと。

(特別設備の設置)

第9条 条例第7条第3項の規定により、施設の利用者が特別の設備等を設けようとするときは、その内容を記載した仕様書を第4条第1項の富田林市立じないまち展望広場使用許可申請書(様式第1号)に添付し、指定管理者の許可を受けなければならない。

(汚損等の届出)

第10条 使用者等は、施設、設備等を汚損、破損又は滅失したときは、直ち に指定管理者に届け出なければならない。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

富田林市立じないまち展望広場使用許可申請書

指定管理者 様

住所

氏名 (団体の場合は名称及び代表者名)

印

電話番号

下記のとおり、富田林市立じないまち展望広場の施設の使用を申請します。

S / 0		
使用日時	年 月 日()午前・午後 年 月 日()午前・午後	
使用施設	□ 休憩室 1 □ 休憩室 2 □ ⅓	卜 広場
当日の責任者	電話番号	
使用目的		使用人数
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		人
使用備品		
備考		

富田林市立じないまち展望広場使用許可書

様

指定管理者
印

年 月 日付けで申請のありました使用許可申請について、下記のとおり使用を許可します。

使用日時		時 分から 時 分まで
使用施設	│ □ 休憩室 1 □ 休憩室 2 □ 小 Æ	広場
当日の責任者	電話番号	
		使用人数
使用目的		人
使用備品		
備考		

富田林市立じないまち展望広場使用変更・取消許可申請書 指定管理者 様

住所

氏名 (団体の場合は名称及び代表者名)

印

電話番号

下記のとおり、施設の使用を(変更・取消し)したいので、許可されるよう申請します。

許可日	年	月	許可番号	
(変更・取消) 理 由				

※変更の方は、下記へ変更内容のみご記入ください。

項目	変更前	変更後
備 考		

※利用許可書(様式第2号)を添付のこと。

富田林市立じないまち展望広場使用変更・取消許可書

様

指定管理者
印

年 月 日付けで申請のありました使用の(変更・取消し) について、下記のとおり許可します。

許可日	年	 月	日	許可番号	
	· ·		-		

※変更後の内容

使用日時	年年	月月)午前・午後)午前・午後			
使用施設		□ 休意	憩室 1	□ 休憩室 2		小広	場
当日の責任者				電話番号			
						使	用人数
使用目的							人
使用備品					- 1		
備考							

富田林市立じないまち展望広場備品貸出許可申請書 指定管理者 様

住所

氏名 (団体の場合は名称及び代表者名)

印

電話番号

以下のとおり、備品の貸出を申請します。

<u> </u>	Y WITH TO SE		1414 = = : / 0			
備 品 名 (数 量)						
使用目的						
使用場所						
借用日	年	月	日 ()午前・午後	時	分
返却予定日	年	月	日 ()午前・午後	時	分
備 考						

富田林市立じないまち展望広場備品貸出許可書

様

指定管理者印

年 月 日付けで申請のありました備品貸出申請について、下記のとおり貸出を許可します。

備 品 名 (数 量)							
使用目的							
使用場所							
貸出日	年	月	日()	午前 • 午後	時	分
返却予定日	年	月	日()	午前 • 午後	時	分
備 考							